居宅介護支援重要事項説明書

令和８年４月１日現在

１　事業所の概要

名　　称	東山田地域ケアプラザ
所　在　地	横浜市都筑区東山田町２７０番地
介護保険事業所番号	神奈川県　１４７３８０００４１
管理者及び連絡先	嶋田　篤志 電話　０４５－５３４－６２６２　FAX　０４５－５９１－５９１３
サービス提供地域	都筑区：東山田町　東山田１～４丁目　北山田１～７丁目　南山田町 南山田１～３丁目　すみれが丘
算定加算	特定事業所加算Ⅲ ［算定要件］ ①主任介護支援専門員のほか、常勤・専従の介護支援専門員２名以上を配置 ②利用者に関する情報又はサービス提供に当たっての留意事項に係る伝達等を目的とした会議を定期的に開催 ③２４時間連絡体制を確保し、かつ必要に応じて利用者等の相談に応じる体制を確保している ④居宅介護支援費に係る運営基準減算又は特定事業所集中減算の適用を受けていない　他
その他の実施事業	介護予防支援事業（委託）

２　事業所の職員体制

職　　種	従事するサービス内容等	人　　員
管　理　者	一元的に業務を管理します。	１名（兼務）
介護支援専門員 （ケアマネージャー）	利用者等からの相談に応じ、居宅サービス計画を作成します。	４名以上

３　業務日及び業務時間

業 務 日	月曜日～土曜日（ただし、ローテーション勤務の都合上、不在の場合があります。） ※日曜日、祝日、年末年始（１２月２８日～１月４日）休業
業務時間	午前９時～午後５時まで

＊上記期間以外の緊急連絡先：携帯０９０－１９９５－７８３８

４　サービス提供方針

⑴　利用者の意思を尊重し心身の状況や環境等に応じて、可能な限り住み慣れた地域で自立した日常生活（要介護状態の予防、軽減又は悪化の防止等）ができることを目標に居宅サービス計画を作成します。

⑵　関係行政機関、地域の保健・医療・福祉サービス、ボランティア団体等との綿密な連携を図り、多様な事業者から総合的かつ効率的にサービスが提供されるように調整し、常に利用者の立場で公正中立な居宅サービス計画（ケアプラン）を作成します。

サービスの選定にあたっては、特定の事業者に不当に偏った情報提供や利用者の選択を求めることなく同一の事業主体のみによる居宅サービス計画（ケアプラン）原案を提示することは致しませんので、複数事業所の紹介や事業所選定の理由の説明を求めていただくことができます。

なお、事業所が作成している居宅サービス計画（ケアプラン）上に位置付けられている訪問介護

、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の利用状況は別添資料のとおりです。

⑶　介護支援専門員等の資質向上を図るため、採用時研修（採用後６ヵ月以内）、定期研修（年２回以上）等の機会を設け、業務体制を整備します。

⑷　医療機関との緊密な連携を図るため、入院が必要となったときは当該医療機関へ担当介護支援専門員の氏名、連絡先を提供していただくようお願いします。

５　サービス内容

⑴　居宅サービス計画（ケアプラン）の作成　　⑵　サービス事業者との連絡調整

⑵　居宅介護サービス計画の実施状況の把握　　⑷　市区町村への届出・連絡調整

⑸　介護保険施設の紹介その他便宜の提供

介護保険のルール上、ご本人の立場や尊厳を守る為にできないことがあります。
必要に応じて、適した専門機関におつなぎします。

６　緊急時および事故時の対応

⑴ 居宅介護支援の実施中に、利用者の病状急変、その他緊急事態が生じたときには速やかに主治医や家族と連絡する等の適切な措置を迅速に行います。

⑵ 居宅介護支援の実施中に、事業所の故意または過失により利用者の生命、身体、財産に損害を与えたときは、市町村や家族と連絡する等の適切な措置を迅速に行うとともにその損害を賠償します。

７　個人情報保護

⑴ 事業所は、業務上知り得た利用者およびその家族の秘密については、利用者または第三者の生命、身体等に危険があるときなど正当な理由がある場合を除いて、予め文書での同意を得ない限り第三者に漏らしません。

⑵ 従業者でなくなった後においても、業務上知り得た利用者およびその家族の秘密を漏らすことのないよう必要な措置を講じます。

８　利用料

居宅介護支援を提供した際の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとします。
ただし、当該居宅介護支援が法定代理受領サービスである際の利用者負担はありません。
通常のサービス提供地域を越えて指定居宅介護支援を提供する際に要した交通費も徴収しません。

９　業務継続計画の策定

事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定居宅介護支援事業の提供を継続的に実施するため、および非常時の体制での早期の業務再開を図るための計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じます。
また、介護支援専門員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修および訓練を定期的に実施するよう努めます。

10　感染症の予防およびまん延の防止のための措置

事業所は、感染症が発生し、またはまん延しないように、次の措置を講じるよう努めます。

⑴ 事業所における感染症の予防およびまん延防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催し、その結果を、介護支援専門員に周知徹底するとともに定期的に研修および訓練を実施します。

⑵ 事業所における感染症の予防およびまん延防止のための指針を整備します。

11　虐待の防止

事業所は、虐待の発生またはその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるよう努めます。

⑴ 事業所における虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について介護支援専門員に周知徹底を図ります。

⑵ 事業所における虐待防止のための指針を整備します。
⑶ 介護支援専門員に対し、虐待防止のための研修を定期的に実施します。

12　ハラスメント防止

当事業所は、介護現場等で働く職員の安全確保と安心して働き続けられる労働環境が築けるようハラスメントの防止に向け取り組みます。

⑴ 事業所内において行われる優越的な関係を背景とした言動や、業務上必要かつ相 当な範囲を超える下記の行為は組織として許容しません。

・ 身体的な力を使って危害を及ぼす（及ぼされそうになった）行為
・ 個人の尊厳や人格を言葉や態度によって傷つけたり、おとしめたりする行為
・ 意に沿わない性的言動、好意的態度の要求等、性的ないやがらせ行為 上記は当該事業所職員、取引先事業者の方、ご利用者様及びそのご家族様等が対象となります。

⑵ ご利用者様ト事案が発生した場合、事業所におけるハラスメント指針を基に対応し、会議等により、同時案が発生しない為の再発防止策を検討します。

⑶ 職員に対し、ハラスメントに対する基本的な考え方について研修などを実施します。
また、介護現場等におけるハラスメント発生状況の把握に努めます。

⑷ ハラスメントと判断された場合には、行為者に対し、関係機関への連絡・相談・ 環境改善に対する必要な措置・利用契約の解約等の措置を講じます。

13　相談窓口、苦情対応

当事業所のサービスに関する相談や苦情については、担当職員のほか、次の窓口で対応します。

（1）事業所相談・苦情窓口

連 絡 先	電話　０４５－５９２－５９７５　　ＦＡＸ　０４５－５９２－５９１３
担 当 者	（受付担当者）嶋田　篤志　　（苦情解決責任者）堂前　裕子
苦情の受付	苦情は面接、電話、書面などにより苦情受付け担当者が随時受付けます。
対応時間	月曜日～土曜日　午前９時～午後５時 （ただし、ローテーション勤務の都合上、不在の場合があります。） ※日曜日、祝日、年末年始（１２月２８日～１月４日）は休業。
そ の 他	不在の場合でも、対応した者が必ず「苦情相談受付記録」に記入し、受付担当者及び苦情解決責任者に引き継ぎます。

（2）第三者委員

連 絡 先	原木　浩国：「東山田第七町内会会長」 横浜市都筑区東山田町 1160　　電話：０４５－５９３－５１５８ 本田　和徳：横浜市多機能型拠点「び・すけっと」施設長 横浜市港北区菊名 4-4-22　電話：０４５－４０１－０８８０
苦情の 受付対応	第三者委員は受付けた苦情を苦情解決責任者に通告し、苦情解決のための話し合いを行い解決に努めます。

（3）区役所

連 絡 先	(都筑区)都筑区福祉保健センター：高齢・障害支援課 電話　０４５－９４８－２３１３ 所在地　〒224-0032　横浜市都筑区茅ヶ崎中央３２－１
対応時間	月曜日～金曜日　午前８時４５分～午後５時１５分 ※土曜日、日曜日、祝日、年末年始（12 月 29 日～1 月 3 日）はお休みです。

（4）横浜市

連 絡 先	横浜市　はまふくコール（横浜市苦情相談コールセンター） 電話　０４５－２６３－８０８４ 所在地　〒231-0005　横浜市中区本町６－５０－１０
対応時間	月曜日～金曜日　午前９時００分～午後５時００分 ※土曜日、日曜日、祝日、年末年始（12 月 29 日～1 月 3 日）はお休みです。

（5）神奈川県国民健康保険団体連合会（神奈川国保連）

連 絡 先	電話　０４５－３２９－３４４７ 所在地　〒220-0003　横浜市西区楠町２７－１
対応時間	月曜日～金曜日　午前９時～午後５時 ※土曜日、日曜日、祝日、年末年始（12 月 29 日～１月３日）はお休みです。

14　運営法人の概要

名　　称	社会福祉法人　横浜やまびこの里
代表者名	理事長　八島　敏昭
所 在 地	横浜市都筑区東山田町２７０番地
連 絡 先	電話　０４５－５９１－２７２８　　ＦＡＸ　０４５－５９１－２７６８
実施事業の概　要	指定障害福祉サービス事業所（生活介護事業・施設入所支援事業・短期入所事業・日中一時支援事業、共同生活支援事業所）の運営、障害者移動支援事業、療育相談、就労支援、教育研修・広報、地域ケアプラザの運営
事業所	知的障害者関係　２７カ所　　高齢者支援関係　１カ所

15　その他

（1）職員に対する贈り物や飲食等のもてなしは、ご遠慮させていただきます。

【説明確認欄】

令和　　年　　月　　日

居宅介護支援契約の締結にあたり、上記のとおり重要事項を説明しました。

この証として本書２通を作成し、利用者、事業者が各自１通を保有するものとします。

ただし、利用者の利便性向上の観点より、利用者の押印については求めないこととします。

（事業所）　所在地　横浜市都筑区東山田町２７０

名　称　東山田地域ケアプラザ

説明者＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

居宅介護支援契約の締結にあたり、上記のとおり重要事項の説明を受け、同意し、交付を受けました。

（利用者）

氏　名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

（立会人）

氏　名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

（続柄：　　）